

第10章 国際交流・協力の推進

総論

社会や経済のグローバル化が進み、国際社会及び我が国を取り巻く環境が大きく変化する中、我が国が今後も健全に成長し魅力ある国であるためには、諸外国との交流や協力を一層充実させていくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行やロシアによるウクライナ侵略が継続する中で、改めて国際交流・協力の重要性が再認識されたことを踏まえ、新たな手段を活用しながら、文部科学省では、国際社会で活躍できる人材の育成や、海外の優秀な学生及び研究者の戦略的な受入れによる双方向の人的交流を継続的に推進しています。また、文部科学大臣による国際会議出席や各国・地域の要人等との会談、各国の日本大使館等における情報収集等を通じ、各分野において、相手国・地域のニーズ等を踏まえた国際協力の取組を強化しています。さらに、経済協力開発機構（OECD）や国連大学等の国際機関等とも協力しつつ様々な取組を行っています。

第1節 国際情勢と教育

1 ウクライナ避難民への支援

ウクライナからの避難民への支援について、文部科学省では、「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」や、その下に設置された「ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース」で議論された政府全体の方針に基づき、積極的に取り組んでいます。

就学支援については、自治体、教育委員会や大学等に対して、避難民の児童生徒や学生の積極的な受入れや配慮を求める事務

次官通知（令和4年4月18日付け）を發出し、教育機会の確保を図っています。公立の義務教育諸学校では日本人児童生徒と同様に無償で受け入れており、自治体に対して、日本語指導補助者等の外部人材の配置等、外国人児童生徒等へのきめ細かな支援を対象とした補助事業等を行っています。

また、特に生活に必要な初期日本語教育については、希望する全ての避難民が日本語教育を受けられるよう、出入国在留管理庁と連携して日本語教育コースを提供しているほか、日本語教室等を実施する地方自治体への補助事業による支援や、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）のウクライナ語版を作成、公開するなど、その機会の確保に努めています。

さらに、ウクライナ避難民への支援に関する一元的な相談窓口を設置し日常的な相談対応を行うとともに、就学や日本語教育の支援に関するウェブサイトを開設し、学校で使う日本語をウクライナ語で説明した資料やウクライナ語版の就学ガイドブック、日本の大学等によるウクライナの学生への支援策、日本語教育等に関する情報を提供しています。

2 外国人材の受入れ・共生のための施策の充実

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者が増加傾向にある、また、新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと等を背景に、今後日本語教育を必要とする外国人の数はさらに増加することが見込まれます。そのため、政府は、外国人材を適正に受入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らすことのできる社会の実現に寄

与するという目的を達成するため、平成30年12月以降、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、さらに、令和4年6月には、日本の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を新たに決定しました（5年6月に一部変更）。これらの基本方針に基づき、関係省庁との連携の下、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。

(1) 日本語教育の推進について

具体的には、文部科学省では、日本語教育に関して、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実のため、地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備や、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」の17言語（令和5年3月現在）での運用等を行っています。さらに、日本語教育機関の認定制度や認定日本語教育機関の教員の資格を創設する「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が第211回国会において成立し、同年6月に公布されました。

(2) 外国人児童生徒の就学機会確保について

また、外国人児童生徒の就学機会を適切に確保するため、就学促進や就学実態の把握に係る取組を推進するとともに、地方公共団体が行う日本語指導等をはじめとする外国人児童生徒等の指導体制整備への支援を引き続き行います。さらに、義務教育段階に加えて、令和5年度から高等学校段階においても「特別の教育課程」を編成した日本語指導を制度化し、日本語指導体制の充実を図っています。

(3) 留学生の受入れについて

留学生の受入れ促進に関して、コロナ禍で大きく停滞した国際的な学生交流を立て

直すための今後の政策の方向性を示すべく、激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復させることなどを目標として、令和4年7月に「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復にむけて～」を取りまとめました。また、5年4月に教育未来創造会議において取りまとめられた「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」を踏まえ、より一層留学生の交流を推進します。

さらに、留学生の適正な受入れに向けては、出入国在留管理庁と共同で策定した「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」（令和元年6月）に基づき、在籍管理の適正化を引き続き図っています。

第2節

多国間の枠組みにおける取組

1 多国間の枠組みにおける教育改革

コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略の影響により、教育は、各国共通の課題として、様々な国際枠組みにおいて議論が積み重ねられてきました。また、グローバルな社会課題や急速なデジタル化の進展に対応するための、新たな教育の在り方も求められています。令和4年度は、G20やOECDにおける教育大臣会合等の閣僚級会議のみならず、国連の場で教育変革がテーマとなる首脳級のサミットも開催されました。これらの議論も踏まえて、日本がG7の議長国である5年の5月に、G7教育大臣会合を開催し、G7各国と今後の教育の在り方について議論を行いました。

(1) G7 富山・金沢教育大臣会合

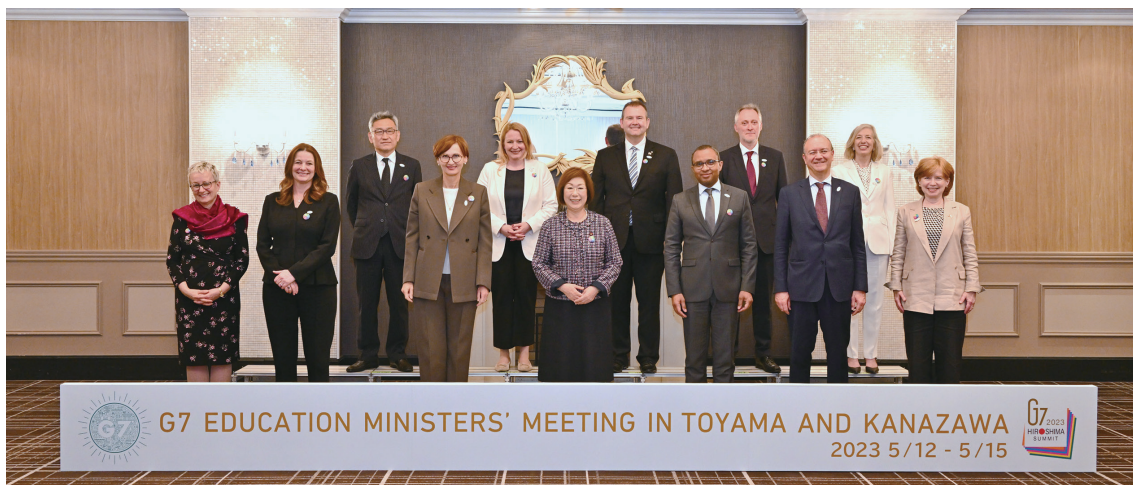
2023（令和5）年は日本がG7の議長国の年であり、5月19日から21日にG7広島サミットが開催されました。この首脳会議の関係閣僚会合の一つとして、5月12日から

15日に、富山県（富山市）と石川県（金沢市）において、G7富山・金沢教育大臣会合を開催しました。「コロナの影響を踏まえた今後の教育のあり方」を全体テーマとし、

- ① コロナ禍を経た学校の在り方
- ② 全ての子供たちの可能性を引き出す教育の実現
- ③ 社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成
- ④ 国際社会の連携に向け、新たな価値を創造するための国際教育交流の必要性と役割

について議論を行い、「富山・金沢宣言」を取りまとめました。また、富山市内、金沢市内の学校や大学、文化施設の視察を行いました。

会合の成果を生かし、世界をリードする責任を有するG7として、教育の重要性を確認し、今後の教育の在り方について世界に発信していきます。



(2) 国連教育変革サミット

世界的な教育の危機に対応しながら持続可能な開発目標（SDGs）の4番目の教育に関する目標の達成に向けた政治的意思を示し、活動を加速させる機会として、グテーレス国連事務総長の主導により、令和4年9月にアメリカ・ニューヨークで開催されました。サミットでは、岸田総理がビデオメッセージを寄せ、新しい資本主義に基づき、ESDを引き続き全力で推進する意思を表明するとともに、誰一人取り残さない教育の実現、教育の質の一層の向上及び国際的な教育支援への我が国の取組を発信しました。サミットの成果文書として同事務総長のヴィジョン・ステートメントが発出され、教育危機がもたらす影響や、より高い目的達成のための教育システムの変革等について言及されるとともに、人への投資やESD推進の重要性が確認されました。また、同サミットのサイドイベントにおいて薬文部科学副大臣が登壇し、オープニングの挨拶で日本のESDの実践例について発信しました。

(3) ユネスコ・アジア太平洋教育大臣会合

SDGsの4番目の目標「質の高い教育をみんなに」に関して、アジア太平洋地域における連携協力を議論する大臣級会合として、文部科学省が拠出する信託基金により、令和4年6月にタイ・バンコクで開催されました。末松文部科学大臣（当時）が冒頭発言としてビデオメッセージにより、新型コロナウイルス感染症による教育の危機への対応における、「学校の意義」「デジタル教育」「ESD」「教員の資質向上」及び「高等教育の質の向上」について日本の取組を発信するとともに、アジア太平洋地域における国際協力の重要性を表明しました。また、次世代を担うユースによる教育や将来をテーマにしたプレゼンテーションも行われ、日本からもユースが参加し発表しました。本会合の成果として、新型コロナウイルス感染症による教育の危機を克服

し、アジア太平洋地域のSDG4（教育）の達成を加速させるための優先行動領域や戦略、求められる行動等を示した大臣宣言（バンコク宣言）が採択されました。

(4) G20 教育大臣会合

G20の枠組みにおいて、議長国インドネシアの呼びかけにより、令和4年9月にG20教育大臣会合が対面とオンラインのハイブリットで開催されました。同会合では、「RECOVER TOGETHER, RECOVER STRONGER THROUGH EDUCATION」をテーマに、誰もが享受できる質の高い教育などについて、各国の出席者から各国の取組等が発表され、知見を共有しました。また、多くの国から、ロシアによるウクライナ侵略とそれによる教育への影響について懸念が示されました。日本からは、冒頭、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難した上で、岸田内閣の掲げる「新しい資本主義」の実現と、その中核として特に「人への投資」の重要性について述べました。また、我が国における取組として、幼児教育・保育の無償化や家庭の所得に応じた高等学校の実質的な無償化、高等教育の修学支援新制度の創設、GIGAスクール構想を踏まえた1人1台端末の活用等について紹介し、教育分野におけるG20関係国・機関との連携・協力の継続を確認しました。

(5) ASEAN + 3 教育大臣会合

東南アジア10か国から成る共同体である東南アジア諸国連合（ASEAN）に対して、文部科学省は教育、文化、スポーツの分野で日ASEAN及びASEAN+3（日本・中国・韓国）等の枠組みを通じた協力関係の強化に努めています。例えば、域内の人材育成・交流の促進、知見の共有を図るため、ASEAN+3教育大臣会合が隔年で開催されています。

(6) OECD 教育大臣会合

令和4年12月には、「教育を通じた包摂的で公正な社会の再構築」をテーマに、

OECD教育大臣会合が12年ぶりに開催されました。我が国は副議長国として参加し、全体会及び「生涯学習の基盤の構築」をテーマとする分科会において、我が国の政策を紹介しました。本会合の成果として、「教育・訓練を通じたより公平な社会の構築」、「(コロナ禍を踏まえた)教育の方向性」、「将来に向けたスキルの習得の支援」に関する大臣宣言が、全参加国により承認されました。

2 その他の枠組みにおける取組

(1) 経済協力開発機構 (OECD)

我が国をはじめ38か国が加盟するOECDでは、様々な分野における政策調整・協力、意見交換や調査研究などを行っています。教育分野では、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、教育統計や指標の開発と分析が行われております。我が国は「生徒の学習到達度調査」(PISA)、「国際成人力調査」(PIAAC)、「国際教員指導環境調査」(TALIS)などの事業に参加しており、令和4年度には、PISA2022調査やPIAAC第2回調査が実施されました。

また、OECDでは、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030」事業を推進しており、文部科学省は、本事業のグローバル・フォーラムへの出席や共同研究等を通じて積極的に参画しています。

(2) 東南アジア教育大臣機構 (SEAMEO)

文部科学省では、ASEAN諸国及び東ティモールの11か国等から成る東南アジア教育大臣機構(SEAMEO)に対して、同機構が設置するセンターが実施する職員研修等に講師として専門家を派遣するなどの連携強化を図っています。

また、東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター(SEAMEO-RIHED)が実施する学生交流プログラム(AIMS: ASEAN

International Mobility of Students Programme)に日本の11大学を含む東南アジア・日韓の延べ82大学が参加し、学生交流が行われています。

さらに、SEAMEO加盟国内におけるESDを促進するため、ESDに関する顕著な取組を行っている東南アジアの小・中・高等学校を表彰する「SEAMEO-Japan ESD Award」を実施しています。平成24年度から令和4年度までに、東南アジアの10か国、累計で1358校の応募がありました。

(3) アジア・太平洋経済協力 (APEC)

アジア・太平洋経済協力(APEC)は、アジア太平洋地域の21か国・地域(エコノミー)が参加する経済協力の枠組みです。教育分野における取組の一つとして、我が国はタイ及びマレーシアとの共同事業であるデジタル社会における情報教育のカリキュラムに関する調査研究を行い、令和4年度には、その成果を活かしたAIやデータサイエンスに関するワークショップを行いました。また、4年5月に開催された第47回人材養成作業部会(HRDWG)会合及び第39回教育ネットワーク(EDNET)会合において、各エコノミーの取組の成果等が報告され、教育に関する同域内の知見の共有が図られました。

(4) 国際連合大学 (国連大学)

国連大学は、我が国に本部を置く唯一の国連機関であり、文部科学省は、国連大学本部施設の提供を行っています。本部施設には「国連大学サステナビリティ高等研究所(UNU-IAS)」が並置されており、気候変動、生物多様性、貧困削減等の国連における重要課題に係る広範な地球規模課題の解決に向けた研究活動を行っています。文部科学省は、UNU-IAS大学院プログラムの運営を財政支援するとともに、UNU-IASが中核となり、日本の大学のSDGsの取組強化等を図るために連携・対話する

「SDG大学連携プラットフォーム（SDG-UP）」の活動を財政支援しています。令和3年3月にSDG-UPが取りまとめた「持続可能な社会に向けた大学変容のための提言」を踏まえ、4年度は、UNU-IASの参加大学が得意分野を活かして開発されたサテライト・プログラム「国連 SDGs 入門」が実施されるなど、UNU-IASと日本の32大学による協働の成果を国内外に発信しました。

第3節 二国間の教育協力

1 日米フルブライト交流計画

日米フルブライト交流計画は、昭和27年に開始され、現在は、54年に日米教育交流協定に基づき設置された日米二国間の国際機関である日米教育委員会により、フルブライト奨学金事業を根幹とする日米両国民のための修学、研究、教授その他の教育活動が実施されています。文部科学省は、毎年度予算の拠出及び同委員会の米国との共同議長等の支援を外務省と連携しつつ行っています。

令和4年度は本交流計画の開始から70周年を迎え、7月には、天皇皇后両陛下の御臨席の下、70周年記念式典が挙行されました。この70年の間に、約1万人の学生・研究者等の交流が行われており、「フルブライター」と呼ばれる同窓生は、ノーベル賞受賞者を含め、政治・経済・教育・科学・学術・行政等の幅広い分野で活躍し、成熟した信頼ある日米関係の構築に貢献しています。今後も、本交流計画を通じた日米交流の更なる推進が期待されます。

2 二国間での政策対話

平成19年に文部科学省とオーストラリア教育・科学・訓練省（当時）との間で署名した教育協力に関する覚書に基づき、令和4年7月にオーストラリアのキャンベラで、第6回日豪教育協力に関するハイレベル政策対話をオーストラリア教育省と開催

しました。ポストコロナにおける国際的な高等教育の優先事項、共同研究と商業化、大学・研究機関における研究の公正性等について対話を行いました。

第4節 国際教育協力・国際共同の推進

1 日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、5年一貫の専門的・実践的な技術者教育を特徴とする高等専門学校制度など、我が国の教育制度に対し、諸外国から関心が寄せられています。

こうした状況を踏まえ文部科学省では、外務省や経済産業省、国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）、民間教育産業等との連携・協力の下、日本型教育の海外展開（EDU-Portニッポン）を推進する事業を平成28年度から実施しています。令和4年度は、「EDU-Portニッポン応援プロジェクト」として、日本型教育の海外展開を実際に遂行する事業を12件採択しました。また、「With/Postコロナにおける日本型教育の海外展開に関する調査研究」として、アフリカ諸国ニーズ把握・海外展開の方策等に関する事業を2件採択しました。

令和5年度は、民間機関等による日本型教育の海外展開を引き続き推進するとともに、予測困難な時代の学びを保障する学習手法の共有と海外展開に関する調査研究を実施します。

2 公的日系国際大学

我が国は、首脳レベルの合意を踏まえた二国間協定に基づき、主に相手国における高等教育の質の向上等を目的として、当該国による大学の設置に協力しています。当該大学の設置にあたっては、将来的な自立運営を目指しつつ、主に、JICAを通じて

無償資金協力や円借款、技術協力が行われています。文部科学省としては、各種事業を通じた当該大学の研究者・留学生の日本への受入れ等の支援や、日本の大学教員の当該大学への派遣に関する国内大学への支援要請等を行っています。

3 新時代の教育のための国際協働

文部科学省は、毎年、中国・韓国・インド・タイとの教職員交流事業を実施しています。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続きオンライン形式中心の交流となりましたが、約170名の国内外の教職員が参加し、教育制度や教育事情、生活、文化等について、幅広い相互理解と友好親善を深めました。

平成28年5月開催のG7倉敷教育大臣会で合意された「倉敷宣言」では、G7各国間での教育に関する理念・課題の共有や国際協働の重要性が確認されました。これを踏まえ、文部科学省では、29年度から「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。本プログラムでは、初等中等教育段階の教員交流や現場体験に基づく国際比較研究等の実施により、諸外国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野における各国間の関係強化を図るとともに、多様化する教育課題に対する教育実践の改善に取り組んでいます。

4 現職教員特別参加制度

現職教員の国際協力への参加促進を目的として平成13年度に創設されたJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」は、創設以来、1,500名を超える現職教員が世界各地の開発途上国等で活躍してきました。

実践的な能力や経験を身に付けた日本の現職教員は、国際教育協力の貴重な人材です。また、途上国での活動により、教員の問題対処能力や指導力などの一層の向上や、帰国後、自身の貴重な経験を日本の教

育現場に還元することなども期待されます。

第5節 ユネスコへの参加・協力

国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）は、教育・科学^{*1}・文化の分野における国際協力の促進を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国際連合の専門機関であり（令和4年3月現在、193か国が加盟）、日本が戦後最初に加盟した国連機関です。

ユネスコは、2030年を達成目標とする持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、教育、科学技術、文化等に関する計9つの目標において重要な役割を果たすことを表明し、主に教育に関する国際的議論を主導しています。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神は、平和を求める日本にとっての希望であり、我が国は国内外において着実にユネスコ活動を広げてきました。令和3年度に組織された次世代ユネスコ国内委員会は、国内ユネスコ活動に関する若者世代のネットワークを強化し、未来を担う若者からの声を我が国のユネスコ活動に反映するとともに、国際会議等における日本の若者からの発信力を強化することを目指し、4年度には日本ユネスコ国内委員会運営小委員会のもとに設置されることが決定されました。

1 教育における取組

(1) 国際的な枠組み

SDGsにおける教育に関する目標（SDG4）については、平成27年11月に、その実現のためのガイドラインとなる「教育2030行動枠組み」が、ユネスコ、加盟国政府、NGO等によるハイレベル会合にて採択されました。これに基づき、ユネスコを主導機関としてSDG4及びSDGsの他の教育に

*1 科学は自然科学、人文・社会科学を意味し、人文・社会科学にはスポーツも含まれる。

関連した目標を実現するための国際的な取組が実施されています。

その中でも特に重要であるのが、我が国の提案から始まった「持続可能な開発のための教育(ESD)」の取組です。ESDは、「持続可能な社会の創り手を育むため、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」と定義されており、SDG4を含む全てのSDGs達成への鍵であることが国連決議で確認されています。

現在は、2030年までのESDの新たな国際的実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて(ESD for 2030)」の下、様々なステークホルダーで構築される包括的ネットワークの構築や、優先行動5分野*2のパートナーネットワークを越えた横断的活動・協力の強化が行われています。

(2) 文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会による取組

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会は、国内外においてESDの普及・深化に向けた様々な施策を実施しています。

例えば、学校教育の分野では、小学校、中学校、及び高等学校の学習指導要領において、これからの学校に求められることとして、前文及び総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。また、ユネスコスクール*3をESDの推進拠点と位置づけ、世界的な学校間ネットワークを生かした交流・協働学習、好事例の共有、教員の知見共有などの推進を通じて、教育の質の向上に取り組んでおり、カリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程に関する多くの優良事例が生まれています。

具体的な活動としては、全国のユネスコスクール関係者が一堂に会し、好事例の共有や交流を行うユネスコスクール全国大会(ESD研究大会)を年1回開催しています。令和4年度は、第14回大会を、渋谷教育学園渋谷中学高等学校においてオンライン配信を併用した形式で開催しました。当日は、永岡文部科学大臣が現地で開会の挨拶を行うとともに、全国から270名を超える教職員やユネスコ活動関係者等の参加があり、アーカイブを含め配信では約370名が視聴しました。これらの取組については、日本ユネスコ国内委員会ウェブサイト及びユネスコスクールウェブサイト等に掲載するなど幅広く情報発信を行っています。

*2 ①政策的支援、②機関包括型アプローチ、③教育者、④ユース、⑤地域コミュニティの5分野

*3 ユネスコスクール(UNESCO Associated schools network: ASPnet)とは、ユネスコの理念や目的を学校のあらゆる面に位置づけ、児童生徒の「心の中に平和のとりでを築く」ことを目指す世界的な学校間ネットワークである。世界182か国で約1万2千校以上、日本国内にはその約1割にあたる1,115校(令和5年3月時点)がユネスコ本部の認定を受け、ユネスコスクールネットワークに加盟している。

図表 2-10-1 日本のユネスコスクール、及びユネスコスクール・キャンディデートの数およびその分布



令和元年度からは、「SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業」を実施し、国内の教育現場等におけるSDGsの実現の担い手を育むためのカリキュラム開発、教員の能力向上、多様なステークホルダーとの協働による人材育成等に取り組む大学、教育委員会、及びNGO等を支援しています。このほか、文部科学省と環境省の協力により、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD推進ネットワーク」が形成され、その拠点として、全国の「ESD活動支援センター」及び「地域ESD拠点」が多様な活動を展開しています。

また、ユネスコを通じた世界的なESD推進の取組として、日本政府の支援によりユネスコが実施する「ユネスコ/日本ESD賞」があります。この賞は、世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施されるもので、平成27年から令和元年までは毎年、令和2年以降は隔年で、世界中から推薦された案件から毎回3件が選ばれています。5年1月からは2023年の公募が開始され、同年11月のユネスコ総会において表彰式が行われる予定です。

2 科学における取組

科学分野では、政府間海洋学委員会（IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）や政府間水文学計画（IHP：Intergovernmental Hydrological Programme）及び人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画、ユネスコ世界ジオパークをはじめとする持続可能な開発のための国際科学プログラム、学術研究支援などのユネスコの諸活動に積極的に参加・協力しています。

IOCの分野では、国際協力により地球規模での海洋学に関する知識、理解増進のための科学的調査の推進を図ることを目的とし、海洋観測・調査、海洋データの収集管理及び交換、津波早期警戒システムの構築、教育訓練、地域協力等を行っています。IOCが提案主体となって国連で採択された「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年（2021-2030）」が令和3年から開始されています。

IHPの分野では、国際協力により水資源の合理的管理のために科学的基礎を提供す

ることを目的に、世界的観測網によるデータ収集、世界の水収支の解明、人間活動が水資源に与える影響の解明等に関する科学的及び教育的事業を行っています。現在はIHP第9期戦略計画（2022-2029）に基づき、持続可能な社会の構築に向けた取組を推進しています。

MAB計画の分野では、本事業の枠組みに基づいて国際的に認定された地域である「ユネスコエコパーク」*4を推進しています。ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする取組で、令和4年3月時点で、我が国では計10か所（[図表2-10-2](#)、[図表2-10-3](#)）が登録されています。また、国際ユネスコエコパークの更なる推進を期待し、第41回ユネスコ総会で決定された「国際生物圏保存地域（ユネスコエコパークの日）」（11月3日）に寄せて、MAB計画に携わる有識者から、持続可能な社会の実現にユネスコエコパークが果たす役割と期待等が盛り込まれたメッセージが発出されました。

図表 2-10-2 ユネスコエコパークの3つの地域（ゾーニング）



*4 平成22年1月、日本ユネスコ国内委員会では、生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves）により親しみをもってもらうために、日本国内ではBRをユネスコエコパークと呼ぶことを決定した。

図表 2-10-3 国内のユネスコエコパーク



ユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを

目的とした事業であり、令和5年5月時点で、我が国では10か所（図表2-10-4）が登録されています。いずれも、自然と人間との関わりを理解を促進する活動の場であり、地域レベルでのSDGs達成を体現する取組としても注目されています。

図表 2-10-4 国内のユネスコ世界ジオパーク



3 文化における取組

文化分野では、ユネスコは、世界遺産や無形文化遺産などの条約に基づいて文化遺産の保護を進めているほか、世界の重要な記録物の保存などを目的としたユネスコ「世界の記憶」事業を実施しています*5。「世界の記憶」の登録制度に関しては、平成29年からユネスコにおいて改正の議論が行われていましたが、令和3年4月に、当事国からの異議申し立て制度新設等を含む制度改正が完了し、同年7月末より、これまで凍結していた申請募集が再開されました。我が国からの申請案件については、5年5月のユネスコ執行委員会の審議を経て、「智証大師円珍関係文書典籍—日本・中国の文化交流史—（申請者：宗教法人園城寺、国立文化財機構東京国立博物館）」が、登録されることが決定しました。5年5月時点で、我が国に関連する案件として共同申請の物件も含め国際登録が8件、アジア太平洋地域登録が1件あります。

ユネスコ創造都市ネットワーク事業は、文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアート、食文化の7分野において、創造性を核とした都市間の国際的な連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指すユネスコの事業です。令和3年11月時点で、我が国における加盟都市は計10都市*6となっています。

*5 世界遺産及び無形文化遺産については参照：第2部第9章第3節 6

*6 静岡県浜松市（音楽）、石川県金沢市及び兵庫県篠山市（クラフト&フォークアート）、北海道旭川市、愛知県名古屋市及び兵庫県神戸市（デザイン）、北海道札幌市（メディアアート）、山形県鶴岡市及び大分県白杵市（食文化）、山形県山形市（映画）